

令和6年度 青森県立青森聾学校 部活動等に係る活動方針

1 部活動等運営のための体制整備について

- (1) 校長は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針(2018年12月策定)」 「文化部活動の在り方に関する方針(2019年8月策定)」に基づき「学校の部活動等に係る活動方針」を年度ごとに、策定する。
- (2) 部活動等の顧問は、年度当初に年間の活動計画等並びに毎月の活動計画等を作成し、部活動顧問会議で検討の上、校長に提出する。また、活動実施日の記録を部誌に記入し保管する。
- (3) 校長は本活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。

2 適切な部活動等推進のための取組について

- (1) 部活動等の運営に関しては生徒支援部が『部活動規約』に基づき管理する。
- (2) 部活動等の実施に当たっては聴覚障がいの特性を考慮しながら、他校や地域社会、異年齢と交流をすることで視野を広げ、礼節、協調性など社会人として必要な資質や態度の育成を図ることを目的とする。なお、聴覚に障がいのある児童・生徒の心身の健康管理や安全面には十分配慮し、体罰及びハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 部活動等の顧問は、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒の向上心の高揚を維持しつつ、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、効果的な指導を行う。また、過度の活動が必ずしも技能等の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒が適切な休養を取りつつ、それぞれの活動に親しむ基礎を培うことができるように努める。

3 休養日等の設定について

部活動等における休養日及び活動時間については、成長期にある児童・生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- (1) 1日の活動時間は、長くとも2時間程度、できるだけ短時間に効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- (4) 児童・生徒が十分な休養をとることができるとともに、活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

以上